

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第15 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

平成29年9月5日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。

1、平成28年度決算に基づく開成町健全化判断比率、単位は%になります。

先に備考について御説明をいたします。（1）実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合、横棒1本、「－」です、と表記をいたします。（2）括弧内は、開成町における早期健全化基準となっております。

それでは、表をご覧くださいと思います。

実質赤字比率につきましては「－」、基準値は15.00、連結実質赤字比率も「－」、基準値20.00、実質公債費比率8.2、基準値は25.0、将来負担比率55.7、基準値350.0でございます。

続いて、2、平成28年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率、単位は%になります。

こちら、先に備考について御説明をいたします。

（1）資金不足比率が算定されない場合、「－」と表記をいたします。（2）括弧内は、開成町における経営健全化基準でございます。

特別会計等の名称、資金不足比率の順に読みあげをいたします。開成町下水道事業特別会計、「－」、開成町水道事業会計、「－」、基準値はどちらも20%でございます。

次のページになります。

平成28年度、開成町の健全化判断比率審査意見書です。この中で3番目、審査の結果です。健全化判断比率は特に問題なく、健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めると。平成29年8月3日に監査委員から町長に提出をされてございます。

次のページをお願いいたします。

平成28年度、開成町の資金不足比率審査意見書になります。この中で3番目、審査の結果です。審査に付された資金不足比率は特に問題なく、健全な財政運営がなさ

れている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めると、平成29年8月3日に監査委員から町長に提出をされております。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。

この報告は、平成19年6月に交付されました地方公共団体の健全化に関する法律に基づきまして行うものでございます。同法第3条、健全化判断比率の公表等の規定におきまして、地方公共団体の長は、毎年度の決算の提出を受けた後に速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに、この算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないとされてございます。同様に、同法第22条において、公営企業における資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告する旨、規定をされてございます。これらの定めに従いまして、本日、監査委員の審査を受け、議会に報告しているものでございます。

2ページ目にお戻りいただきたいと思っております。

それぞれの比率について、御説明をさせていただきます。また、決算書説明資料106ページに健全化判断比率対3ヶ年増減一覧、こちらを資料として提出をしておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思っております。

平成28年度決算に基づく開成町健全化判断比率。実質赤字比率、こちらは普通会計を対象としたもので、本町におきましては一般会計と給食事業特別会計が該当してございます。その普通会計の実質赤字額を標準財政規模で割った率合を%で示したものに なります。

決算書説明資料106ページ、健全化判断比率対3ヶ年増減一覧をご覧いただきたいと思っております。平成28年度の数値は-6.31%になります。前年度と比較しますと1.9ポイントの増となっております。

以降、この一覧を使って御説明をさせていただきますので、本ページを開いたままをお願いをしたいと思います。なお、報告書式においては、もとより実質赤字が存在しませんので「-」という表示になってございます。

次に、連結実質赤字比率になります。一般会計と特別会計、公営企業会計を加えた会計、すなわち決算書に記載をされております全ての会計を対象に、実質赤字額を標準財政規模で割った率合になります。

増減一覧をご覧いただきたいと思っております。

平成28年度の数値は-29.04%です。前年度と比較しますと1.6ポイントの増となっております。こちらも報告書式におきましては実質赤字は存在しませんので、「-」という表示になってございます。

次に、実質公債費比率になります。地方債の元利償還金、いわゆる公債費だけでなく、準元利償還金と呼ばれる特別会計繰出金のうち地方債の元利償還金、公債費に充てられたと認められる部分、それから一部事務組合の負担金のうち地方債の元利償還

金に充てられたと認められる部分、こちらを標準財政規模で割った割合を%にしたものでございます。

増減一覧をご覧いただきたいと思います。平成28年度の数值は8.2%になります。前年度と比較しますと2.0ポイントの減、報告書式におきましても同じく8.2%と記載をしてございます。

将来負担比率になります。地方債の現在高、それから債務負担行為による支出予定額、公営企業等への繰り出し見込み額、一部事務組合の負担等の見込み額、退職手当の負担見込み額など、将来にわたって負担が生じるであろうもの、こちらを将来負担額と呼んでございます。この将来負担額から充当可能な基金額や基準財政需要額算入見込み額を除いたもの、こちらが分子になりまして、それを標準財政規模で割った割合を%にしたものでございます。

こちらの増減一覧をご覧いただきたいと思います。

平成28年度の数字は55.7%です。前年度と比較しますと、11.6ポイントの減となっております。報告書式におきましても、同じく55.7%と記載をしてございます。

二つ目としまして、平成28年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率になります。資金不足比率といいますのは、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模であります料金収入の規模を比較して指標化したものになります。これによりまして、経営状態の悪化の度合いを示すものとされてございます。

上段の下水道事業特別会計は、実質収支を事業規模で割って算出をしております。資金不足ではありませんので、当然「-」という表示になってございます。参考までに、算出された数值としましては、-11.3%となっております。

下段の水道事業会計は、流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って算出をしております。こちらも資金不足ではありませんので、「-」という表示になってございます。参考までに、算出しました数值としては-346.8%となっております。

報告は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了といたします。